

第 1 2 章 環境影響評価準備書からの主な変更事項

環境影響評価書の作成にあたっては、大阪府知事の意見等を勘案して、準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。

準備書からの主な変更事項は、表 1 2-1 (1)～(2)に示すとおりである。

表 1 2-1 (1) 準備書からの主な変更事項

章など	該当箇所		主な変更事項(概要)
	準備書の記載項	評価書の記載項	
第2章	13	13	表2-3 注1) , 注2) 台数の設定に際し安全側の予測を行うため、現況の実績値を参考に、 ↓ 台数の設定に際し安全側の予測を行うため、現況の <u>実績値の90%を積載量として計算し、</u>
第4章	59	59	1pg-TEQ/L以下と定められている。 ↓ 水質について1pg-TEQ/L 以下、水底の底質について150pg-TEQ/g以下と定められている。
	62	62	追記 また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、1pg-TEQ/L 以下と定められている。
	101	101	事業計画地周辺河川水質の調査地点の概要は、表 4-1 1 7 及び ↓ 事業計画地周辺河川水質の調査地点の概要は、 <u>表 4-2 1 7 及び</u>
	103	103	BOD(生物化学的酸素要求量)の年平均値は、 BOD(生物化学的酸素要求量)の <u>75%値は、</u>
	104	104	表中※は第二寝屋川合流直前類型の指定が無いが、下流の調査地点は類型D に指定されているため、類型Dの環境基準を当てはめている。 ↓ 表中※は、長瀬川は類型の指定がされていないため、下流の第二寝屋川の類型(類型D) の環境基準値を参考として記載していることを示す。
	114	114	表 4 - 2 - 2 3 (3) 地下水の調査結果 (令和4年度) 六価クロムの環境基準値 0.05mg/L以下 ↓ <u>0.02mg/L以下</u>
第7-6章	307	307	追記 また、令和5年6月より東大阪都市清掃施設組合では、敷地南側の第六工場建設工事を進めるにあたり、当該敷地において土壌汚染対策法に基づく土壌調査をしたところ、一部の箇所で土壌溶出量基準を超える物質が確認され、令和5年9月14日に形質変更時要届出区域に指定された。汚染された箇所はいずれもアスファルト等による舗装がされており、また周辺地域において地下水の飲用利用は確認されていない。
	307	307	表 7-6-3 に、指-33号の区域の指定状況を追記
	307	308	図 7-6-1 に、指-33号の形質変更時要届出区域の図を追記
第7-7章	314	315	②予測結果 公園北側交通量の増加比については、平日及び休日のいずれも夜間で大きくなっているが、 ↓ 公園北側交通量の増加比については、 <u>平日では夜間、休日では昼間・夜間ともに大きくなっているが、</u>

表 1 2 - 1 (2) 準備書からの主な変更事項

該当箇所			主な変更事項(概要)
章など	準備書の記載項	評価書の記載項	
第9章	340	341	施設の供用においては、施設の稼働に伴う騒音、振動・・・ ↓ 施設の供用においては、施設の稼働に伴う粉じん、騒音、振動・・・
	341	342	表 9 - 1 施設の供用時の排出ガスの寄与濃度は、事業計画地近傍の一般環境局の濃度に比べて低く、環境基準値を下回ると予測されたこと、また、粉じんについては、建屋内で受入れ、保管等を実施することから事後調査を実施しない。 ↓ 施設の供用時の粉じんについては、環境保全措置の効果等を把握するため、事後調査を実施する。 施設の供用時の排出ガスの寄与濃度は、事業計画地近傍の一般環境局の濃度に比べて低く、環境基準値を下回ると予測されたことから事後調査を実施しない。
	342	343	追記 表 9 - 2 ・粉じんの項目を追加 ・各項目の調査方法の明記